

防衛省仕様書改正票

D S P

Y 3101E(1)

発煙筒

制定 昭和51年 3月25日

改正 令和 5年 8月30日

(SMOKE, POT)

この改正票は、DSP Y 3101E(発煙筒)についてのものであり、この改正票は DSP Y 3101Eと併用される。

2.4.1 を次のように改める。

2.4.1 外観

外観は、機能上有害な変形、傷及び破損があってはならない。

2.4.2 b) 1) を次のように改める。

1) 支柱によって地上に設置できる。

表3 を次のように改める。

表3-1 形の成分

配合薬	成分		薬量 (g)
	材料	配合比質量 (%)	
擦り薬	赤りん	5.0	—
	ガラス粉	3.0	
	デキストリン	2.0	
点火薬	塩素酸カリウム	5.7	0.7
	硝酸バリウム	1.9	
	木炭末	7	
	セラック	1.2	
	デキストリン	5	
加熱薬	べんがら	5.5	6
	アルミニウム粉	4.5	
発煙薬	NDS K 4803		97.5
注記 点火薬頭部に耐水性を付与するためにラッカー、ニトロセルロース系を塗布する。			

表5 を次のように改める。

表5-性能

項目	性能	
	1形	発射式
外筒強度	—	外筒は、付表1の外筒強度の発射試験を行ったとき、ひび、割れなどの異常があってはならない。

表5－性能（続き）

気密性	筒体は、付表1の気密性の試験を行ったとき、漏れがあってはならない。	
延期秒時	4秒±1秒	5.5秒 ^{+1.5秒} _{-1.0秒}
発射距離	—	150 m以上
発煙時間	180秒±30秒	60秒±15秒
発煙状況	連続的かつ均一に燃焼し、煙切れなどの異常があってはならない。	
安全性	各項目の試験中に、解体・発火などの異常があってはならない。	

4.1 を次のように改める。

4.1 包装前の処理

包装前に上蓋と筒体又は上蓋及び下蓋と外筒のそれぞれの合わせ目を防湿テープで巻く。

表6 を次のように改める。

表6－包装の方法

区分	包装の方法
個装	シリカゲルを入れたポリエチレン製の袋に入れ、熱シールをした後、段ボール紙で包みゴム輪で止める。ただし、1形の場合はシリカゲル及び熱シールを必要としない。
内装	個装されたもの20個1組に内装用緩衝材（両面段ボール紙以上のもの）を当てた後、内装袋（防湿はく加工紙製）で気密に包む。
外装	外装は、火薬類取締法第20条第2項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則）で定める技術上の基準によるほか付図4及び付図5を標準とし、20個1組を段ボール箱に格納する。

4.3 を次のように改める。

4.3 端数包装

端数が生じた場合は、緩衝材を空所に入れて包装し、端数であることの表示を行う。

4.4 外装の表示 中

表7 を次のように改める。

表7－外装の表示

表示位置	1面	2面
表示項目	防衛省 品名（製品の呼び方） 数量 物品番号 ロット番号 製造年月 例 2023年3月 製造者名	品名（製品の呼び方） 数量 物品番号 ロット番号 製造年月 例 2023年3月 製造者名 容積 質量 火工品及び取扱上の注意事項（見やすい位置に赤で表示する。）

5.1 を次のように改める。

5.1 承認用図面

契約の相手方は、発煙筒の製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、契約の相手方が同一品目の契約実績があり、承認用図面として過去の契約における承認図面を使用するときは、提出を省略してもよい。

5.3 を次のように改める。

5.3 技術変更提案

契約の相手方は、発煙筒について、自らの発意又は官側の指示によって技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DSP Z 9004に基づき契約担当官等に提出する。

付表1 を次のように改める。

付表1－検査

検査項目		適用		試料数	試験方法	判定基準
		1形	発射式			
材料		○	○	—	—	2.2による。
部品	気密性	○	—	—	水中で筒体の内部に空気を吹き込み、水柱差150mm～200mmになるようにして1分間この状態を保つ。	2.4.4による。
	外筒強度	—	○	5	発射薬室に標準薬量の発射薬を装填し、試験用発煙薬筒（発煙薬など装填済みの発煙薬筒と同形であり質量は1.5倍のものとする。）を発射した後、外筒の状態を調べる。	
	延期秒時	○	○	5	加熱薬室に点火薬及び加熱薬を装填したものを発火させ、点火から燃焼終了までの時間を測定する。ただし、発射式の場合は延期薬管に点火薬及び第1延時薬を装填したものを発火させる。	
製品	外観	○	○	—	—	2.4.1による。 AQL 4.0
	発火試験	○	○	13	製品(個装したものを)を常温の水中に30分間冠水させた後取り出して、常温常湿の室内に30分間放置した後、擦り板で点火し延期秒時、発煙時間、発煙状況、発射距離及び安全性について調べる。ただし、発射式の点火はNDS K 4815により射角45度で発射させる。	2.4.4による。 Ac 0, Re 2 再検査 Ac 0, Re 1
内装	耐水試験	○	○	1	外装箱の蓋を取り、適当な注水法によって注水し、30分間放置した後、内装の中の浸水状況を調べる。	内装の中に浸水がないものを合格とする。
塗装及び製品の表示		—				2.5及び2.6による。
注記1 測定値の丸め方は、JIS Z 8401による。 注記2 契約担当官等が認めた場合は、気密性及び耐水試験の検査項目を省略してもよい。 注記3 発火試験で、不良品が1個の場合は、同数の試料について再検査を行う。 注記4 発火試験で、試料に残数が発生した場合は、契約の相手方が処分する。						

4.

Y 3101E(1)

付図2 中 注記1 を次のように改める。

注記1 取扱要領は、外筒に印刷又は貼り付ける。

付図2 中 注記2 を次のように改める。

注記2 点火薬頭を保護するために綿花を当てて下蓋を装着する。

付図3 中 注記1 を次のように改める。

注記1 取扱い要領は、筒体に印刷又は貼り付ける。

付図4 中 注記1 を次のように改める。

注記1 手掛けひもは、妻面の両面に付けるものとし、25 kg以上の質量をつるすのに十分な強度とする。

付図4 中 表を次のように改める。

9	内装用緩衝材	複両面段ボール	—	JIS Z 1516の1種
8	組仕切	両面段ボール	—	
7	封かんテープ	布粘着テープ若しくは紙粘着テープ又はこれらに相当するもの	—	火薬類取締法の規定による。
6	手掛けひも	白色布テープ	—	—
5	バンド	ポリプロピレン	1	JIS Z 1527の15.5以上
4	緩衝材（上下用）	両面段ボール	1	—
3	内装袋	防湿はく加工紙	1	—
2	緩衝材（側面用）	両面段ボール	1	JIS Z 1516の1種
1	外装箱	複両面段ボール	1	火薬類取締法の規定による。
番号	品名	材質	数量	規格又は記事

付図5 中 注記1 を次のように改める。

注記1 手掛けひもは、妻面の両面に付けるものとし、25 kg以上の質量をつるすのに十分な強度とする。

付図5 中 表を次のように改める。

4	バンド	ポリプロピレン	2	JIS Z 1527の15.5以上
3	封かんテープ	布粘着テープ若しくは紙粘着テープ又はこれらに相当するもの	—	火薬類取締法の規定による。
2	手掛けひも	白色布テープ	2	—
1	外装箱	複両面段ボール	1	火薬類取締法の規定による。
番号	品名	材質	数量	規格又は記事

防衛省仕様書

D S P

Y 3101E

制定 昭和 51年 3月25日

改正 令和 2年 3月18日

発煙筒

(SMOKE, POT)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、煙幕の構成、状況の現示などに使用する発煙筒について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類	物品番号
1形	1365-007-9051-5
発射式	1365-012-3356-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 発煙筒, 1形

1.4 用語及び定義

用語及び定義は、次によるほかNDS Y 0001による。

1.4.1

延期秒時

1形の延期秒時は、点火してから発煙開始するまでの時間をいい、加熱薬の燃焼時間によって確保される。ただし、発射式の延期秒時は点火してから発煙薬筒が発射されるまでの時間をいい、第1延時薬の燃焼時間によって確保される。

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS G 3302	熔融亜鉛めっき銅板及び鋼帯
JIS G 3303	ぶりき及びぶりき原板
JIS G 3547	亜鉛めっき鉄線
JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条
JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管
JIS K 4805	黒色火薬
JIS Z 1516	外装用段ボール
JIS Z 1524	包装用布粘着テープ
JIS Z 1527	ポリプロピレン製バンド
JIS Z 8401	数値の丸め方
JIS Z 9015-1	計数値検査に対する抜取検査手順－第1部：ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式

NDS	K	4803	白色発煙薬1号
NDS	K	4815	火工品試験方法
NDS	Y	0001	弾薬用語
NDS	Z	0001	包装の総則
NDS	Z	8201	標準色

b) 仕様書

DSP Z 9004 技術変更提案書の様式

c) 法令等

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)

火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)

火薬類運送規則(昭和36年運輸省令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は、付図1及び付図2による。

2.2 材料・部品

材料及び部品は、付図1及び付図2による。

2.3 構造・形状・寸法・質量

2.3.1 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、付図1及び付図2による。

2.3.2 質量

質量は、表2のとおりとする。

表2－質量

種類	質量(g)
1形	1 100±50
発射式	1 200±70

2.4 外観・機能・成分・性能

2.4.1 外観

外観は、機能上有害な変形、傷及び破損がないものとする。

2.4.2 機能

機能は、次のとおりとする。

a) 1形

擦り板によって点火薬頭を摩擦すると発火し、加熱薬を経て発煙薬を燃焼させる。また、発煙終期には円板が溶けて底面からも煙を噴出する。

b) 発射式

1) 支柱によって地上に設置できるものとする。

2) 擦り板によって点火薬頭を摩擦すると発火し、第1延時薬を経て発射薬に伝火され、上蓋及び発煙薬筒(内筒)を空中に発射し、第2延時薬を経て着火薬に着火し、発煙薬筒の落下とほぼ同時に発煙薬を燃焼させる。

2.4.3 成分

成分は、次のとおりとする。

a) 1形

配合薬の成分及び薬量は、表3を標準とする。

表3－1形の成分

配合薬	成分		薬量(g)
	材料	配合比質量(%)	
擦り薬	赤りん	50	—
	ガラス粉	30	
	デキストリン	20	
点火薬	塩素酸カリウム	57	0.7
	硝酸バリウム	19	
	木炭末	7	
	セラック	12	
	デキストリン	5	
加熱薬	べんがら	55	6
	アルミニウム粉	45	
発煙薬	NDS K 4803		975
注記	点火薬頭部に耐水性を付与するためにラッカー、ニトロセルロース系を塗布するものとする。		

b) 発射式

配合薬の成分及び薬量は、表4を標準とする。

表4－発射式の成分

配合薬	成分		薬量(g)
	材料	配合比質量(%)	
擦り薬	赤りん	50	—
	ガラス粉	30	
	デキストリン	20	
点火薬	塩素酸カリウム	70	0.3
	セラック	10	
	木炭末	10	
	デキストリン	10	
第1延時薬	黒色粉火薬	96	1.5
	硫黄	4	
発射薬	JIS K 4805の黒色小粒火薬		10
第2延時薬			25
着火薬	硝石	48	16
	硫黄	10	
	アルミニウム粉	18	
	三硫化アンチモン	18	
	パラフィン	6	
発煙薬	NDS K 4803		660

2.4.4 性能

性能は、表5のとおりとする。

表5－性能

項目	性能	
	1形	発射式
外筒強度	—	外筒は、付表1の外筒強度の発射試験を行ったとき、ひび、割れなどの異常がないものとする。

表5－性能（続き）

気密性	筒体は、付表1の気密性の試験を行ったとき、漏れがないものとする。	—
延期秒時	4秒±1秒	+1.5秒 5.5秒 -1.0秒
発射距離	—	150m以上
発煙時間	180秒±30秒	60秒±15秒
発煙状況	連続的かつ均一に燃焼し、煙切れなどの異常がないものとする。	
安全性	各項目の試験中に、解体・発火などの異常がないものとする。	

2.5 塗装

筒体、外筒、上蓋及び下蓋の外面の塗装は、印刷又はラッカー吹き付けとし、その色は、NDS Z 8201の色番号2702 [明るい灰色(2)N7] を標準とする。

2.6 製品の表示

製品の表示は、付図1、付図2及び付図3のとおり印刷、刷り込み又は張り紙を行い、表示の色は黒、字体は、丸ゴシック体を標準とする。ただし、張り紙の色は、白又は灰色とする。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、付表1によるほか、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 試料の採取

試料の採取は、JIS Z 9015-1によって行い、検査水準は、通常検査水準のⅡとする。ただし、破壊を伴う検査の試料数は、付表1のとおりとする。

3.3 ロットの大きさ

ロットの大きさは、調達要領指定書によって指定するもののほか、一つの製造設備において同一の条件、仕様書及び図面に基づき製造される量とする。

4 出荷条件

4.1 包装前の処理

包装前に上蓋と筒体又は上蓋及び下蓋と外筒のそれぞれの合わせ目を防湿テープで巻くものとする。

4.2 包装

包装の方法は、表6による。

表6－包装の方法

区分	包装の方法
個装	シリカゲルを入れた防湿はく加工紙に入れ、熱シールをした後、段ボール紙で包みゴム輪で止める。ただし、1形の場合はシリカゲル及び熱シールを必要としない。
内装	個装されたもの20個1組に内装用緩衝材(両面段ボール紙以上のもの)を当てた後、内装袋(防湿はく加工紙製)で気密に包む。
外装	外装は、火薬類取締法第20条第2項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則)で定める技術上の基準によるほか付図4及び付図5を標準とし、20個1組を段ボール箱に格納するものとする。

4.3 端数包装

端数が生じた場合は、緩衝材を空所に入れて包装し、端数であることの表示を行うものとする。

4.4 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識による。ただし、表示位置及び表示項目は特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7による。

表7ー外装の表示

表示位置	1面	2面
表示項目	防衛省 品名(製品の呼び方) 数量 物品番号 ロット番号 製造年月 例 2020年3月 製造者名	品名(製品の呼び方) 数量 物品番号 ロット番号 製造年月 例 2020年3月 製造者名 容積 質量 火工品及び取扱上の注意事項(見やすい位置に赤で表示する。)

5 その他の指示

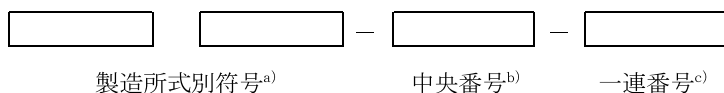
5.1 承認用図面

契約の相手方は、発煙筒の製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。

なお、契約の相手方が同一品目の契約実績があり、承認用図面として過去の契約における承認図面を使用するときは、提出を省略することができる。

5.2 ロット番号

ロット番号は図1による。



注^{a)} 製造所の識別を示す符号で、2文字～3文字のアルファベットから成る。

注^{b)} 製造所ごとの類似の火工品を識別するために火工品ごとに1台、10台、20台…の番号を順次に付与する。

注^{a)} 設計変更又は製造工程の変更が行われた場合には、逐次大きい数字に変更を行う。

注^{c)} 1から始まり逐次欠番なく付与する。ただし、中央番号が変更された場合は、新たに1から始まる番号を付与する。

図1ーロット番号

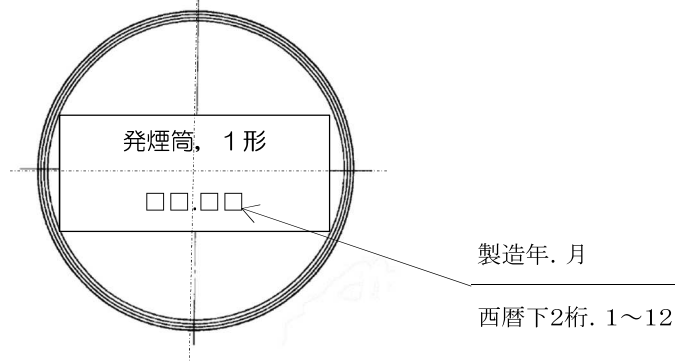
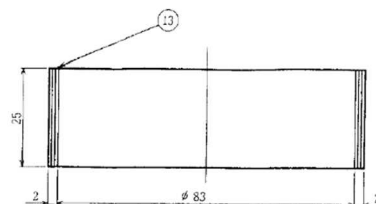
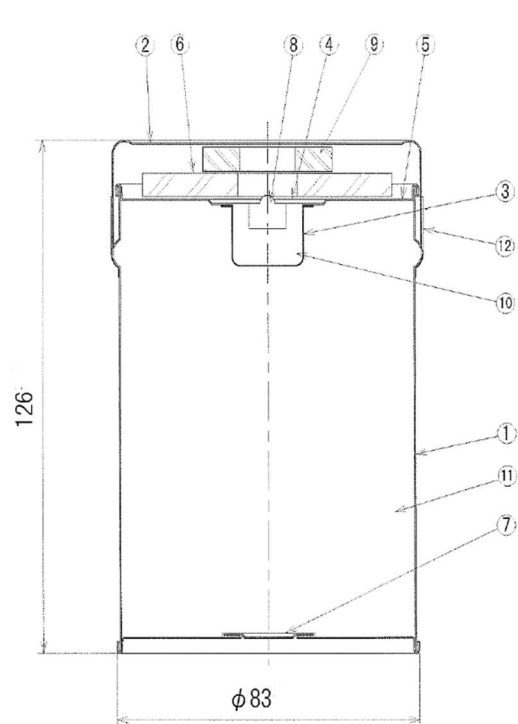
5.3 技術変更提案

契約の相手方は、発煙筒について、自らの発意又は官側の指示によって技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DS P Z 9004に基づき契約担当官等に提出するものとする。

付表1－検査

検査項目	適用		試料数	試験方法	判定基準	
	1形	発射式				
材料	○	○	—	—	2.2による。	
部品	気密性	○	—	水中で筒体の内部に空気を吹き込み、水柱差150mm～200mmになるようにして1分間この状態を保つ。	2.4.4による。	
	外筒強度	—	○	5		発射薬室に標準薬量の発射薬を装填し、試験用発煙薬筒(発煙薬など装填済みの発煙薬筒と同形であり質量は1.5倍のものとする。)を発射した後、外筒の状態を調べる。
	延期秒時	○	○	5		加熱薬室に点火薬及び加熱薬を装填したものを発火させ、点火から燃焼終了までの時間を測定する。ただし、発射式の場合は延期薬管に点火薬及び第1延時薬を装填したものを発火させるものとする。
製品	外観	○	○	—	2.4.1による。 AQL 4.0	
	発火試験	○	○	13	製品(個装したもの)を常温の水中に30分間冠水させた後取り出して、常温常湿の室内に30分間放置した後、擦り板で点火し延期秒時、発煙時間、発煙状況、発射距離及び安全性について調べる。 ただし、発射式の点火はNDS K 4815により射角45度で発射させるものとする。	2.4.4による。 Ac 0, Re 2 再検査 Ac 0, Re 1
内装	耐水試験	○	○	1	外装箱の蓋を取り、適当な注水法によって注水し、30分間放置した後、内装の中の浸水状況を調べる。	内装の中に浸水がないものを合格とする。
塗装及び製品の表示					2.5及び2.6による。	
<p>注記1 測定値の丸め方は、JIS Z 8401による。</p> <p>注記2 契約担当官等が認めた場合は、気密性及び耐水試験の検査項目を省略することができる。</p> <p>注記3 発火試験で、不良品が1個の場合は、同数の試料について再検査を行う。</p> <p>注記4 発火試験で、試料に残数が発生した場合は、契約の相手方が処分する。</p>						

単位 mm



13	連結帯	ボール紙及びハترون紙	発煙筒2個につき1組	
12	防湿テープ	布粘着テープ	1	JIS Z 1524
11	発煙薬	—	—	NDS K 4803
10	加熱薬	—	—	—
9	擦り板	合成樹脂	1	—
8	点火薬頭	—	—	—
7	円板	亜鉛版	1	—
6	間座	ポリウレタン	1	—
5	上板	ぶりき板	1	JIS G 3303 のSPTE
4	点火薬取付板	亜鉛版	1	—
3	加熱薬室	黄銅板	1	JIS H 3100 のC2600
2	上蓋	ぶりき板	1	JIS G 3303 のSPTE
1	筒体		1	

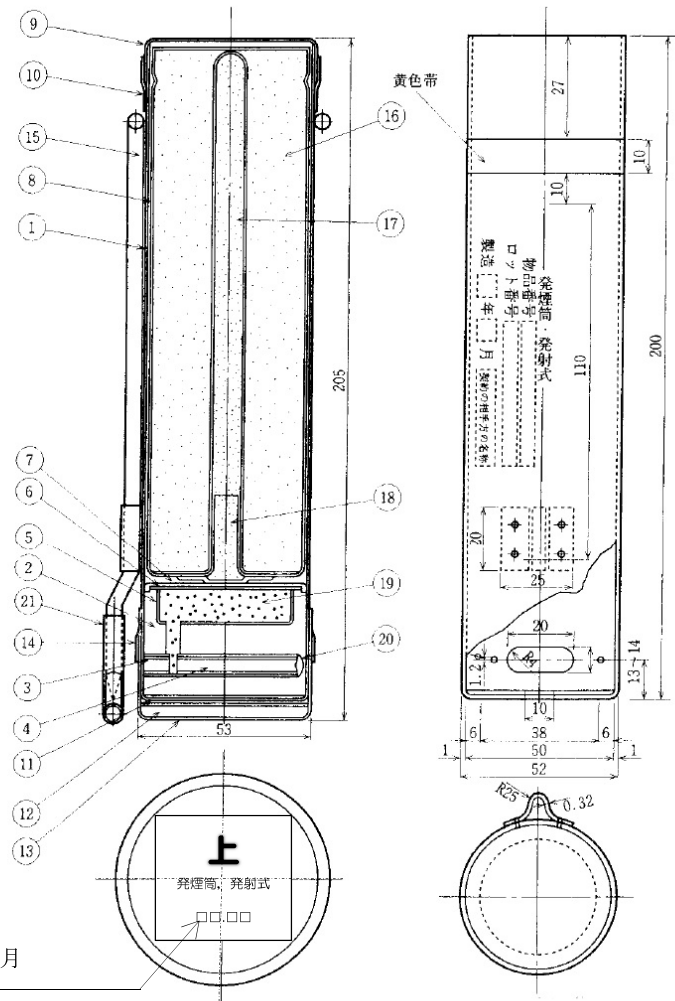
番号	品名	材質	数量	規格又は記事
----	----	----	----	--------

図番	付図 1	名称	発煙筒, 1 形組立図	尺度	—
----	------	----	-------------	----	---

防 衛 省

Y 3101E 7

単位 mm



上蓋の上端

40

110

100

取扱要領

1 使用要領

- (1) 下部の防湿テープをはがして、下ふたを取り、すり板を取り出す。
- (2) 点火薬頭及びすり板の異状の有無を点検する。
- (3) 堅くて平らな地面を発射位置として選ぶ。
- (4) 点火薬頭を手前にし、筒体を目標方向に向け、地面との角度を45度以上にして支柱をしっかりと地中に差し込み、筒体の底部を地面に固定する。
- (5) 発射方向の斜め後方に位置して筒体に面し、一方の手で筒体を握り、他方の手ですり板を持ち、筒体上に身体を出さないようにして、すり板で点火薬頭を摩擦する。
- (6) 点火を確かめ、直ちに斜め後方に退避し、発射及び落下地点における発煙を確認する。

2 使用時の注意事項

- (1) 発煙筒の落下により人員に危害を与えたり、周辺の人家・道路等に濃い煙が流れないように、風向・風速を考慮するとともに必要に応じ立入禁止区域を標示し、安全係及び警戒員を配置する。また、発煙筒の落下予定地点付近に可燃物がない場所を選び、必要に応じて消火器資材等を準備する。
- (2) 発煙筒の飛行を妨害する樹木等のない場所を選定する。
- (3) 上部の防湿テープ及び下ふたは外さない。
- (4) 斜面で使用する場合は、発射位置を平らにして発射時支柱が地面から倒れないようにする。
- (5) 一人で数個を同時に使用する場合は、1回に3個を限度とし、各筒の間隔を50cm以上にしてあらかじめ設置しておき、次々に点火する。
- (6) 安全距離は5m以上であり、近接待時間は15分以上である。
- (7) 室内などにおいて使用してはならない。

製造年. 月 _____

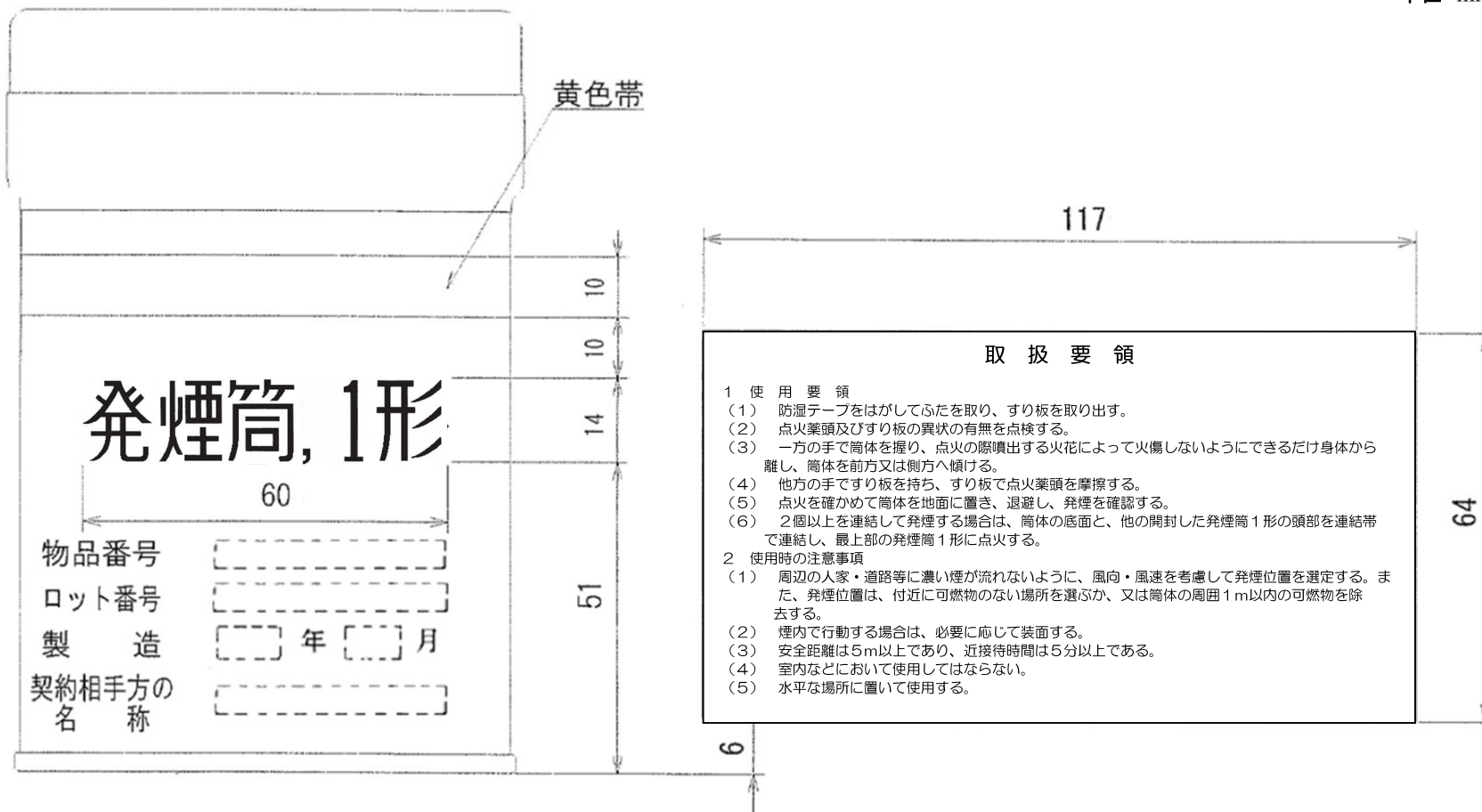
西暦下2桁. 1~12 _____

図番	付図2	名称	発煙筒、発射式組立図	尺度	—
防 衛 省					

- 注記1 取扱要領は、外筒に印刷又ははり付けるものとする。
 注記2 点火薬頭を保護するために綿花を当てて下蓋を装着するものとする。
 注記3 黄色帯の表示の方法は印刷又はラッカー、エナメルを吹き付けとし、表示の色はNDS Z 8201の色番号2304(黄7. 5Y8. 5/13)を標準とする。
 注記4 寸法は、標準を示す。
 注記5 製造年月日は、西暦下2桁とする。

21	保護パイプ	ビニールパイプ	—	—		
20	点火薬頭	—	—	—		
19	発射薬	黒色小粒火薬	—	JIS K 4805		
18	第2延時薬		—			
17	着火薬	—	—	—		
16	発煙薬	—	—	NDS K 4803		
15	支柱	亜鉛めっき鉄線	1	JIS G 3547 のSWMGS-2		
14	下部防湿テープ	布粘着テープ	1	JIS Z 1524		
13	下蓋	ぶりき板	1	JIS G 3303 のSPTE-M		
12	座板	綿布及びボール紙	1	—		
11	擦り板	合成樹脂	1	—		
10	上部防湿テープ	布粘着テープ	1	JIS Z 1524		
9	上蓋	ぶりき板	1	JIS G 3303 のSPTE-M		
8	発煙薬頭	亜鉛めっき鋼板	1	JIS G 3302 のSGCC		
7	間座	ボール紙	1	—		
6	発煙薬室蓋	美濃紙	1	—		
5	発煙薬室	ぶりき板	1	JIS G 3303 のSPTE-M		
4	第1延時薬	—	—	—		
3	延時薬管	銅合金	1	JIS H 3300 のC2800T又は JIS H 3100 のC2051R		
2	外筒底せん	合成樹脂	1	—		
1	外筒	亜鉛めっき鋼板	1	JIS G 3302 のSGCC		
番号	品名	材質	数量	規格又は記事		
図番	付図2(続き)	名称	発煙筒, 発射式組立図(続き)		尺度	—
防 衛 省						

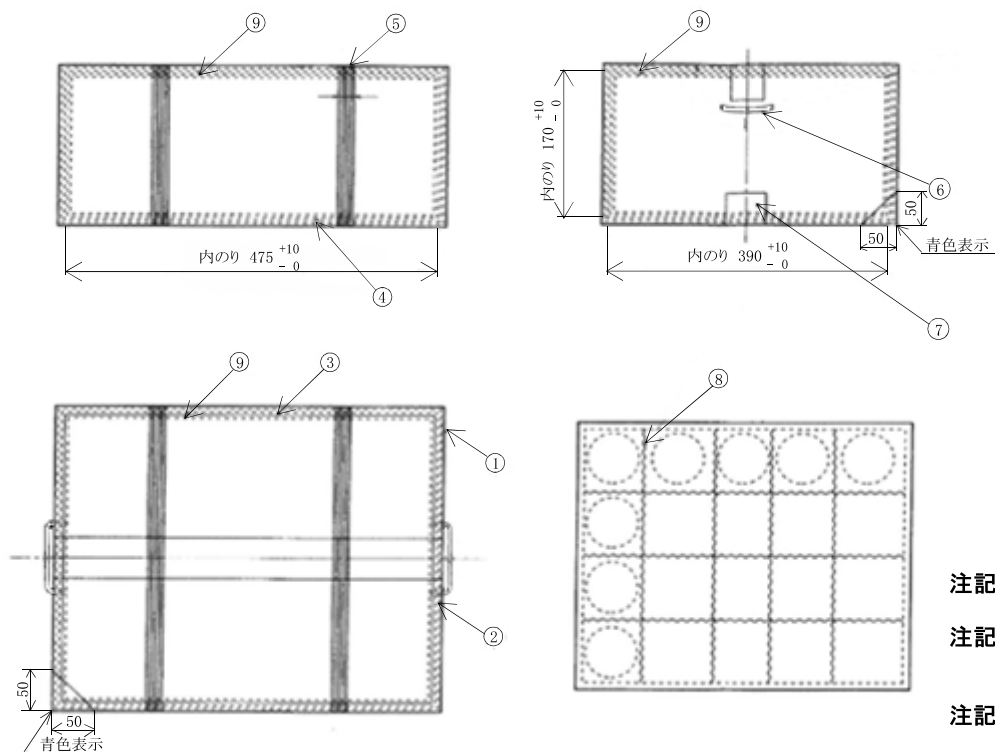
単位 mm



- 注記 1 取扱い要領は、筒体に印刷又は貼り付けるものとする。
 注記 2 黄色帯の表示の方法は印刷又はラッカー、エナメル吹き付けとし、表示の色はNDS Z 8201の色番号2304(黄7. 5Y8. 5/13)を標準とする。
 注記 3 寸法は、標準とする。
 注記 4 製造年月日は、西暦下2桁とする。

図番	付図3	名称	発煙筒, 1形の製品の表示	尺度	—
防 衛 省					

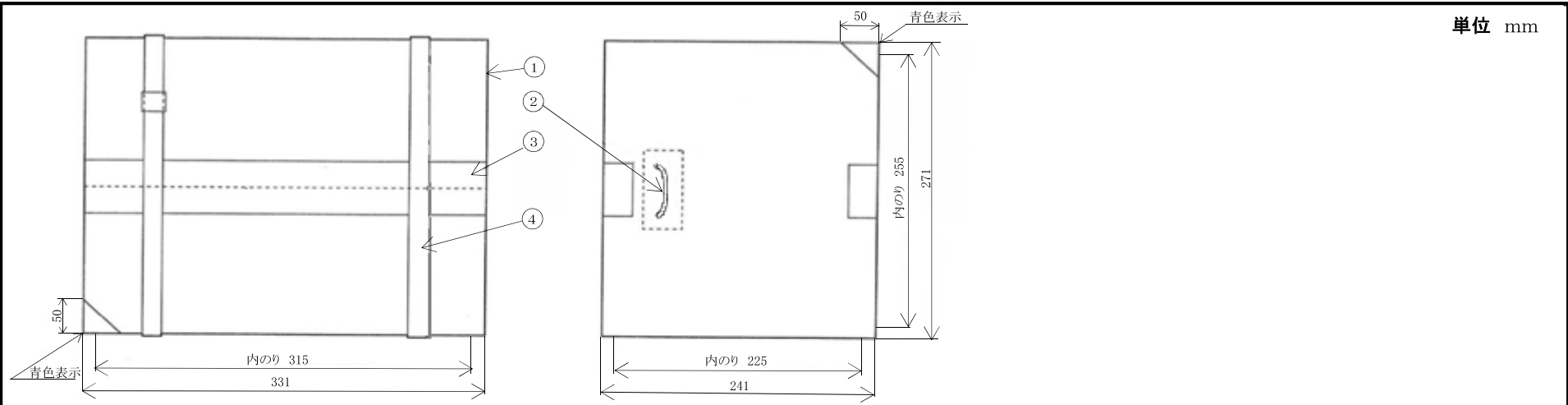
単位 mm



- 注記 1** 手掛けひもは、妻面の両面に付けるものとし、25kg以上の質量をつるすのに十分な強度のあるものとする。
- 注記 2** 外装箱の1面、2面及び5面並びに3面、4面及び6面の角隅に青色表示を行うものとし、表示の色はNDS Z 8201の色番号3510(にぶ青 7.5 B4/4)を標準とする。
- 注記 3** 許容差のない寸法は、標準とする。

9	内装用緩衝材	複両面段ボール	—	JIS Z 1516 の1種
8	組仕切	両面段ボール	—	—
7	封かんテープ	布ガムテープ若しくは紙ガムテープ又はこれらに相当するもの	—	火薬類取締法の規定による。
6	手掛けひも	白色布テープ	—	—
5	バンド	ポリプロピレン	1	JIS Z 1527 の15.5以上
4	緩衝材(上下用)	両面段ボール	1	—
3	内装袋	防湿はく加工紙	1	—
2	緩衝材(側面用)	両面段ボール	1	JIS Z 1516 の1種
1	外装箱	複両面段ボール	1	火薬類取締法の規定による。

番号	品名	材質	数量	規格又は記事
図番	付図4	名称	発煙筒, 1形内装及び外装	尺度
			防衛省	—



単位 mm

注記 1 手掛けひもは、妻面の両面に付けるものとし、25kg以上の質量をつるすのに十分な強度のあるものとする。
注記 2 外装箱の1面、2面及び5面並びに3面、4面及び6面の角隅に青色表示を行うものとし、表示の色はNDS Z 8201の色番号3510(にぶ青7.5 B4/4)を標準とする。

4	バンド	ポリプロピレン	2	JIS Z 1527 の15.5以上
3	封かんテープ	布ガムテープ若しくは紙ガムテープ又はこれらに相当するもの	—	火薬類取締法の規定による。
2	手掛けひも	白色布テープ	2	—
1	外装箱	複両面段ボール	1	火薬類取締法の規定による。
番号	品名	材質	数量	規格又は記事

図番	付図5	名称	発煙筒, 発射式外装箱	尺度	—
防 衛 省					